

平成28年 8月23日 (火)

津島市建設産業部産業振興課 (横井、水上)

電話番号0567-24-1111(内線2450、2453)

<議案名>

- ・議案第52号 海部地域消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について
- ・議案第54号 津島市と(愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約
く
議案第59号 に関する協議について

1 制定の経緯及び内容

海部地域に住んでみえる皆さんの消費生活の向上を図るために、消費生活行政のレベルアップと効率化を目指し、海部地域の市町村が一体となって消費生活相談事業等に取り組む方法を検討しました。

その結果、拠点となる「海部地域消費生活センター」を平成29年4月1日から海部県民センターの1階に津島市が設置し、6市町村から消費生活相談等の事務の委託を受けるものです。

- (1) 条例には、センターの名称、位置、取扱事務、開所時間及び休日、職員及び相談員の配置などを定めます。
- (2) 規約には、津島市と関係6市町村が委託事務の範囲、経費負担、委託事務の廃止などを定めます。

2 制定理由

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう社会の実現に寄与することを目的として「消費者安全法」において、市町村は「消費生活センターの設置に努めること」とされました。

これを受けて、海部地域の自治体が一体となつての取組みが検討され、管内6市町村から津島市が委託を受け、センターの設置をするものです。

3 参考事項

- (1) 施行期日 平成29年4月1日
- (2) 関連補正予算(案)
消費者行政事業費 2,026千円(消耗品費、修繕料、器具購入費)
- (3) 海部地域消費生活センターで取り扱う事務
 - ・消費生活相談※ 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分まで。(土

曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

【相談員2名が対応】

- ・巡回相談 津島市と6市町村で週1回(半日)

【相談員3名がローテーションにより対応】

- ・消費者啓発事業 出前講座・消費者セミナー開催、啓発用リーフレット等の配布、クローバーTVでの放映

※消費生活相談とは

専門の有資格相談員が公正な立場で、電話又は直接面談し、消費生活全般に関する商品サービスへの苦情や相談について、問題解決のための助言や各種情報提供を行います。また、必要に応じて事業者に対してあっせん等を行います。

(4) 海部管内の相談状況

海部消費生活相談室(県設置)に寄せられた相談件数

27年度 919件 26年度 891件

海部管内市町村に寄せられた相談件数

27年度 87件 26年度 80件

(5) 国からの要請

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とした「消費者安全法」において、市町村は「消費生活センターの設置に努めること」とされています。

(6) 県内各市のセンター化の状況

- ・平成28年4月現在で、17市。うち平成28年4月開設は8市。海部地域と同様のセンター化は、平成28年4月1日から半田市を中心とした6市町村の連携が行われています。

センター設置 (H28.4現在)	豊橋市、名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市
上記のうちH28.4開設	半田市、安城市、西尾市、犬山市、尾張旭市、蒲郡市、田原市、新城市
上記のうち中心市方式による設置(事務協定)	半田市を中心とした6市町(半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)

(7) 海部地域消費生活センターの設置・運営に関する骨子(別紙のとおり)